

新型コロナウイルス感染症に関する意見書

新型コロナウイルス感染症に関し、県内の感染拡大と治療やケアにあたる医療従事者への感染をできるだけ抑え、住民の命と健康を守ることが最優先事項とされるよう、次の事項について早急に対応されるよう要望する。

- 1 帰国者・接触者相談窓口に専門外来を設置し、迅速にPCR検査の要否が判断され、検体採取も行える体制を整備すること。あるいは、相談窓口を介さず、症状のある患者が受診できる専門外来を設置すること。
- 2 医師による診断でPCR検査が必要と判断された患者については、早期に検査を実施すること。
- 3 検査の結果、陽性と判断された場合は、治療の必要度に応じ区分できる施設を整備し、治療や経過期間の確保を行うこと。
- 4 マスク、消毒液等の衛生材料やゴーグル、グローブ、防護服については、感染症指定医療機関への安定供給を図るよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月2日

海 田 町 議 会